

# 中間連結財務諸表

Jimoto Holdings

当社の中間連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

	平成25年9月期 (平成25年9月30日)
<b>資産の部</b>	
現金預け金	140,814
コールローン及び買入手形	105,000
買入金銭債権	820
商品有価証券	16
有価証券	710,215
貸出金	1,479,954
外国為替	534
その他資産	8,892
有形固定資産	25,651
無形固定資産	2,991
繰延税金資産	4,379
支払承諾見返	10,055
貸倒引当金	△ 17,188
<b>資産の部合計</b>	<b>2,472,137</b>
<b>負債の部</b>	
預金	2,142,842
譲渡性預金	159,233
借入金	24,635
外国為替	45
社債	5,800
その他負債	15,139
賞与引当金	156
退職給付引当金	3,733
利息返還損失引当金	9
睡眠預金払戻損失引当金	396
偶発損失引当金	81
繰延税金負債	2,612
再評価に係る繰延税金負債	2,277
支払承諾	10,055
<b>負債の部合計</b>	<b>2,367,018</b>
<b>純資産の部</b>	
資本金	17,000
資本剰余金	67,138
利益剰余金	11,625
自己株式	△ 0
<b>株主資本合計</b>	<b>95,763</b>
その他有価証券評価差額金	4,179
土地再評価差額金	3,958
その他の包括利益累計額合計	8,137
少数株主持分	1,218
<b>純資産の部合計</b>	<b>105,119</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,472,137</b>

## 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成25年9月期 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
<b>経常収益</b>	<b>21,130</b>
資金運用収益	16,444
(うち貸出金利息)	(12,698)
(うち有価証券利息配当金)	(3,598)
役員取引等収益	2,896
その他業務収益	267
その他経常収益	1,521
<b>経常費用</b>	<b>17,932</b>
資金調達費用	1,379
(うち預金利息)	(1,058)
役員取引等費用	1,427
その他業務費用	507
営業経費	13,765
その他経常費用	851
<b>経常利益</b>	<b>3,197</b>
特別損失	70
固定資産処分損	32
減損損失	38
<b>税金等調整前中間純利益</b>	<b>3,127</b>
法人税、住民税及び事業税	219
法人税等調整額	△ 269
<b>法人税等合計</b>	<b>△ 49</b>
<b>少数株主損益調整前中間純利益</b>	<b>3,177</b>
少数株主利益	24
<b>中間純利益</b>	<b>3,153</b>

## 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	平成25年9月期 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
<b>少数株主損益調整前中間純利益</b>	<b>3,177</b>
その他の包括利益	△ 1,283
その他有価証券評価差額金	△ 1,283
<b>中間包括利益</b>	<b>1,893</b>
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	1,858
少数株主に係る中間包括利益	34

## 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成25年9月期 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
当期首残高	17,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	17,000
<b>資本剰余金</b>	
当期首残高	67,138
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	67,138
<b>利益剰余金</b>	
当期首残高	8,851
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 386
中間純利益	3,153
土地再評価差額金の取崩	7
当中間期変動額合計	2,773
当中間期末残高	11,625
<b>自己株式</b>	
当期首残高	△ 0
当中間期変動額	
自己株式の取得	△ 0
当中間期変動額合計	△ 0
当中間期末残高	△ 0
<b>株主資本合計</b>	
当期首残高	92,989
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 386
中間純利益	3,153
自己株式の取得	△ 0
土地再評価差額金の取崩	7
当中間期変動額合計	2,773
当中間期末残高	95,763

(単位：百万円)

	平成25年9月期 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
<b>その他の包括利益累計額</b>	
<b>その他有価証券評価差額金</b>	
当期首残高	5,473
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 1,294
当中間期変動額合計	△ 1,294
当中間期末残高	4,179
<b>土地再評価差額金</b>	
当期首残高	3,965
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 7
当中間期変動額合計	△ 7
当中間期末残高	3,958
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	
当期首残高	9,439
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 1,301
当中間期変動額合計	△ 1,301
当中間期末残高	8,137
<b>少数株主持分</b>	
当期首残高	1,222
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 4
当中間期変動額合計	△ 4
当中間期末残高	1,218
<b>純資産合計</b>	
当期首残高	103,651
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 386
中間純利益	3,153
自己株式の取得	△ 0
土地再評価差額金の取崩	7
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 1,305
当中間期変動額合計	1,467
当中間期末残高	105,119

# 中間連結財務諸表

Jimoto Holdings

## 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成25年9月期 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	3,127
減価償却費	908
減損損失	38
のれん償却額	120
持分法による投資損益 (△は益)	△ 30
貸倒引当金の増減 (△)	△ 2,447
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 126
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△ 3
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△ 87
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	7
資金運用収益	△ 16,444
資金調達費用	1,379
有価証券関係損益 (△)	162
為替差損益 (△は益)	△ 0
固定資産処分損益 (△は益)	32
貸出金の純増 (△) 減	12,595
預金の純増減 (△)	94,998
譲渡性預金の純増減 (△)	6,270
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	13,068
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	50
コールローン等の純増 (△) 減	△ 81,988
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	186
外国為替 (負債) の純増減 (△)	32
資金運用による収入	17,601
資金調達による支出	△ 1,442
その他	3,839
小計	51,852
法人税等の還付額	15
法人税等の支払額	△ 204
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,663
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 116,019
有価証券の売却による収入	65,058
有価証券の償還による収入	28,410
有形固定資産の取得による支出	△ 794
有形固定資産の売却による収入	30
無形固定資産の取得による支出	△ 1,029
無形固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 24,343
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 16
配当金の支払額	△ 386
少数株主への配当金の支払額	△ 38
自己株式の取得による支出	△ 0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 442
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	26,877
現金及び現金同等物の期首残高	112,800
現金及び現金同等物の中間期末残高	139,677

# 注記事項（平成25年9月期）

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結子会社 7社
    - 会社名 ・株式会社きらやか銀行
    - ・株式会社仙台銀行
    - ・きらやかカード株式会社
    - ・きらやかキャピタル株式会社
    - ・きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社
    - ・山形ビジネスサービス株式会社
    - ・仙銀ビジネス株式会社
  - (2) 非連結子会社 0社
2. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法適用の非連結子会社 0社
  - (2) 持分法適用の関連会社 2社
    - 会社名 ・株式会社東北バンキングシステムズ
    - ・株式会社富士通山形インフォテック
  - (3) 持分法非適用の非連結子会社 0社
  - (4) 持分法非適用の関連会社 0社
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項
 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
  - 9月末日 7社
4. 会計処理基準に関する事項
  - (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
  - (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
  - (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
  - (4) 固定資産の減価償却の方法
 ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 当社及び銀行業を営む一部の連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。
 また、銀行業を営む一部の連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物：2年～50年
 その他：2年～20年
 その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）により償却しております。
 ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。
 ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該債権保証額とし、それ以外のものは零としております。
  - (5) 貸倒引当金の計上基準
 銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。
 すべて債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,397百万円であります。
 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
  - (6) 賞与引当金の計上基準
 賞与引当金は、銀行業を営む一部の連結子会社において、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
  - (7) 役員賞与引当金の計上基準
 役員賞与引当金は、一部の連結子会社において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
 なお、当中間連結会計期間末、支給見込額が零であるため計上しておりません。
  - (8) 退職給付引当金の計上基準
 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生しているものと認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
 過去の勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理
 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理
 なお、会計基準変更時差異（3,546百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

- (9) 利息返還損失引当金の計上基準
 利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。
  - (10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
  - (11) 偶発損失引当金の計上基準
 偶発損失引当金は、銀行業を営む一部の連結子会社において、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。
  - (12) 受取保証料（役務取引等収益）の計上基準
 クレジットカード業を営む連結子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、中間連結会計期間末における被保証債務残高が全額期前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。
  - (13) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準
 銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 その他の連結子会社の外貨建資産・負債はありません。
  - (14) リース取引の処理方法
 連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
  - (15) 重要なヘッジ会計の方法
 (イ) 金利リスク・ヘッジ
 銀行業を営む一部の連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にブルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
 また、銀行業を営む一部の連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。
 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
 銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
 その他の連結子会社は、ヘッジ会計を適用しておりません。
  - (16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
  - (17) 消費税等の会計処理
 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
1. 中間連結貸借対照表関係
    - (1) 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額 99百万円
 株式
 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
 破綻先債権額 1,471百万円
 延滞債権額 55,784百万円
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
    - (2) 貸出金のうち3か月以上延滞債権額は次のとおりであります。
 3か月以上延滞債権額 93百万円
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
    - (3) 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
 貸出条件緩和債権額 4,007百万円
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
    - (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
 合計額 61,357百万円
 なお、上記(2)から(3)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
    - (5) 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
 11,959百万円
    - (6) 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 現金預け金 7百万円
 有価証券 79,457百万円
 その他資産 1百万円
 計 79,466百万円
    - (7) 担保資産に対応する債務
 担保資産に対応する債務
 預金 2,794百万円
 借入金 24,270百万円
 上記のほか、為替決済、共同システム及び金融派生商品取引等の取引の担保として、次のものを差入れております。
 有価証券 60,006百万円

# 中間連結財務諸表

Jimoto Holdings

じもとホールディングス  
きらやか銀行

仙台銀行

また、その他資産には敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

敷金保証金 722百万円  
(8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高 238,059百万円  
うち原契約期間が1年以内のもの 238,059百万円  
(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定められている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(9) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、株式会社きらやか銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,419百万円

(10) 有形固定資産の減価償却累計額 25,287百万円  
減価償却累計額 25,287百万円

(11) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

劣後特約付借入金 300百万円

(12) 社債は、劣後特約付社債であります。

劣後特約付社債 5,800百万円

(13) 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額 10,760百万円

## 2. 中間連結損益計算書関係

(1) その他経常収益には、次のものを含んでおります。

貸倒引当金戻入益 1,172百万円  
償却債権取立益 99百万円

(2) その他経常費用には、次のものを含んでおります。

貸出金償却 286百万円  
株式等売却損 28百万円  
株式等償却 3百万円

(3) 減損損失

当中間連結会計期間において、当社グループが保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び使用を中止又は中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

資産のグループは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書、地価公示法により公示された価格及び資産の減価償却計算に用いている税法規定に基づく残存価額等に基づき算定した金額であります。

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	宮城県	15百万円
遊休	建物	宮城県	3百万円
遊休	土地	山形県	8百万円
遊休	建物	山形県	9百万円
遊休	その他	山形県	1百万円
遊休	その他	新潟県	0百万円
	合計		38百万円

## 3. 中間連結株主資本等変動計算書関係

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	178,867千株	—	—	178,867千株	
B種優先株式	130,000千株	—	—	130,000千株	
C種優先株式	100,000千株	—	—	100,000千株	
D種優先株式	50,000千株	—	—	50,000千株	
合計	458,867千株	—	—	458,867千株	
自己株式					
普通株式	1千株	0千株	—	2千株	(注)
合計	1千株	0千株	—	2千株	

(注) 単元未満株式の買取請求による増加であります。

(2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

① 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	268百万円	1.50円	平成25年3月31日	平成25年6月26日
	B種優先株式	29百万円	0.23円	平成25年3月31日	平成25年6月26日
	C種優先株式	83百万円	0.83円	平成25年3月31日	平成25年6月26日
	D種優先株式	5百万円	0.11円	平成25年3月31日	平成25年6月26日

② 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年11月12日 取締役会	普通株式	357百万円	利益剰余金	2.00円	平成25年9月30日	平成25年12月6日
	B種優先株式	30百万円	利益剰余金	0.23円	平成25年9月30日	平成25年12月6日
	C種優先株式	151百万円	利益剰余金	1.51円	平成25年9月30日	平成25年12月6日
	D種優先株式	10百万円	利益剰余金	0.20円	平成25年9月30日	平成25年12月6日

## 4. 中間連結キャッシュ・フロー計算書関係

(1) 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	140,814百万円
定期預け金	△ 0百万円
その他の預け金	△ 1,136百万円
現金及び現金同等物	139,677百万円

## 5. リース取引関係

1. ファイナンス・リース取引  
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容  
有形固定資産  
連結子会社における設備(事務機器及び車両運搬具)であります。

② リース資産の減価償却の方法  
中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末残高相当額
有形固定資産	66百万円	53百万円	—	12百万円
無形固定資産	—	—	—	—
合計	66百万円	53百万円	—	12百万円

② 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額等

1年内	8百万円
1年超	6百万円
合計	15百万円
リース資産減損勘定の残高	—

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	22百万円
リース資産減損勘定の取崩額	—
減価償却費相当額	18百万円
支払利息相当額	0百万円
減損損失	—

④ 減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

⑤ 利息相当額の算定方法  
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、当中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引  
オペレーティング・リース取引は重要性に乏しいので記載は省略しております。

6. 金融商品関係  
金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照。

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	140,814	140,814	—
(2) コールローン及び買入手形	105,000	105,000	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	20,355	21,194	838
その他有価証券	688,379	688,379	—
(4) 貸出金	1,479,954		
貸倒引当金(※1)	△ 16,200		
	1,463,754	1,475,889	12,135
資産計	2,418,303	2,431,277	12,973
(1) 預金	2,142,842	2,143,410	568
(2) 譲渡性預金	159,233	159,211	△ 21
負債計	2,302,075	2,302,622	547

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金預け金  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

② コールローン及び買入手形  
約定期間が短期間(1週間以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

③ 有価証券  
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及びブローカーから提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格及び取引金融機関等から提示された価格を時価としております。

④ 貸出金  
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑤ 固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

⑥ 変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑦ 固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

# 中間連結財務諸表／貸出金

Jimoto Holdings

デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及びブローカーから提示された価格を時価としております。  
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。  
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

- (1) 預金、及び (2) 譲渡性預金  
要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。  
また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。  
(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (3) その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	
非上場株式 (※1) (※2)	1,380百万円
合 計	1,380百万円

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。  
(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

## 7. 資産除去債務関係

当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	132百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△ 0百万円
その他増減額(△は減少)	△ 29百万円
中間連結会計期末	103百万円

## 8. セグメント情報等

### (1) セグメント情報

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当社グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務、ベンチャーキャピタル業務及び事務受託業務が含まれております。

### (2) 関連情報

#### ① サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	13,864	4,174	3,091	21,130

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### ② 地域ごとの情報

##### 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

#### ③ 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

### (3) 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当社グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務、ベンチャーキャピタル業務及び事務受託業務が含まれております。

### (4) 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当社グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務、ベンチャーキャピタル業務及び事務受託業務が含まれております。

### (5) 報告セグメントごとののれんの発生益に関する情報

該当事項はありません。

## 9. 1株当たり情報

### 1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額	244.37円
-----------	---------

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

純資産の部の合計額	105,119百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	61,409百万円
(うち少数株主持分)	(1,218百万円)
(うち優先株式発行金額)	(60,000百万円)
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	(—)
(うち中間優先配当額)	(191百万円)
普通株式に係る中間期末の純資産額	43,709百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	178,865千株

### 2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

1株当たり中間純利益金額	16.55円
(算定上の基礎)	
中間純利益	3,153百万円
普通株主に帰属しない金額	191百万円
(うち中間優先配当額)	(191百万円)
普通株式に係る中間純利益	2,961百万円
普通株式の期中平均株式数	178,865千株
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	6.79円
(算定上の基礎)	
中間純利益調整額	98百万円
(うち中間優先配当額)	(191百万円)
(うち連結子会社の潜在株式による調整額)	(△93百万円)
普通株式増加数	271,301千株
(うち優先株式)	(271,301千株)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

## 10. 重要な後発事象

当社の連結子会社である株式会社きらやか銀行は、平成26年1月1日より、現行の退職給付制度の一部について確定拠出年金制度に移行すること及び給付利率が市場金利に適用して変動するキャッシュバランスプラン類似型を導入すること等を予定しており、平成25年10月28日付で労使合意に達しました。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用する予定であります。

なお、現時点では本移行に伴う影響額を算出することは困難であります。

## リスク管理債権額 (連結)

(単位：百万円)

	平成25年9月期
破綻先債権額	1,471
延滞債権額	55,784
3カ月以上延滞債権額	93
貸出条件緩和債権額	4,007
合計	61,357

- (注) 1. 破綻先債権とは、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。  
3. 貸出金の未収利息の収益計上基準については、資産の自己査定の結果に基づき、「破綻先」、「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸出金の未収利息を税法基準に拘わらず不計上としております。  
4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。  
5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。